

令和 8 年第 2 回（2 月招集）袖ヶ浦市議会定例会追加議案

袖 ヶ 浦 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 27 号	袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 28 号	令和 8 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 29 号	令和 8 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊

議案第 27 号

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定
する。

令和 8 年 3 月 11 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律 47 号）
による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の改正に伴い、国民健康
保険税として新たに課する子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定
を整備するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市国民健康保険税条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に1

00分の0.25を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、同項中「170,000円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額」を加える。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の袖ヶ浦市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。